

# 仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計  
〒223-0053 横浜市港北区綱島西 1-17-22  
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516  
E-mail: daiyou@nakada-partners.or.jp  
URL: <http://www.nakada-partners.or.jp>

発行日2024年 5月20日(月)

## 今週のことば

### 不正な免税110番

外国人旅行者等に消費税を免除して販売できる免税店で、転売目的の不正な免税購入が相次いでいることから、国税庁HPに不正利用に関する情報の通報窓口を開設。

## ◆ 今週のコよみ ◆ ご自分の予定を確認して下さい

5/20(月) 仏滅 小満、台湾新総統就任

21(火) 大安 裁判員制度導入から15年

22(水) 赤口

23(木) 先勝 G7財務相・中央銀行総裁会議(イタリア)

24(金) 友引 4月の全国消費者物価指数発表

25(土) 先負

26(日) 仏滅 競馬・日本ダービー

## 先週の株と為替

	日経平均株価	円(対米ドル)
5/13(月)	38,179 ▼ 50	155.88 ▼ 0.20
14(火)	38,356 △ 177	156.45 ▼ 0.57
15(水)	38,386 △ 30	156.09 △ 0.36
16(木)	38,921 △ 535	154.41 △ 1.68
17(金)	38,787 ▼ 134	155.81 ▼ 1.40

## 倒産防止共済に係る損金算入措置の見直し

取引先事業者が倒産した際に連鎖倒産等を防止するための「中小企業倒産防止共済制度(経営セーフティ共済)」について、短期間で解約・再加入を繰り返す節税目的の利用が多いことから、令和6年度税制改正により一定の場合は掛金の損金算入を制限する見直しが行われました(本年10月から適用)。

### ◆ 掛金を損金算入でき解約手当金を受け取れる

(独) 中小企業基盤整備機構が運営する中小企業倒産防止共済制度は、加入者の取引先事業者が倒産した際に、無担保・無保証人で掛金総額の10倍(最高8千万円)まで借入が受けられる制度です。

掛金月額額は5千円~20万円の範囲で選ぶことができ、支出した掛金は損金又は必要経費に算入できます(個人事業者の場合、事業所得以外の収入は必要経費に算入できません)。

また、掛金を12ヵ月以上納めている方が共済契約を解約した場合は、自己都合の任意解約でも掛金総額の8割以上の解約手当金(40ヵ月以上納付していれば掛金全額)を受け取ることができます。

### ◆ 解約後2年間は掛金の損金算入を制限

近年、本制度における税制上の優遇措置のみを利用目的として、解約手当金が掛金総額の全額となる加入後3年目・4年目に解約し、解約から2年未満で再加入するケースが多くなっていることから、短期間の再加入について掛金の損金又は必要経費の算入を制限する改正が行われました。

これにより、本年10月以降に共済契約を解約し、再度共済契約を締結する場合に、解約の日から2年を経過する日までの間に支出する掛金は損金又は必要経費に算入できないこととなります。

■ この記事の詳細は、情報BOX 201519

## 個人事業主に係る所得税の定額減税は

事業所得者等で予定納税の対象となる方(予定納税基準額が15万円以上)に係る所得税の定額減税は、本年6月以降に所轄税務署から通知される予定納税額の第1期分から本人分の定額減税額3万円が控除されます。

同一生計配偶者又は扶養親族に係る定額減税額(扶養親族等の人数×3万円)についても予定納税額から控除を受ける場合は、予定納税額の減額申請の手続を行う必要があります(減額申請をしない場合は確定申告で控除)。

これに伴い、第1期分からの減額申請の期限は本年7月31日、第1期分の納期は本年9月30日までにそれぞれ延長されています。

## 経済センサス基礎調査の実施

全国すべての事業所・企業(雇用者のいない個人経営の事業所等を除く)を対象とした「経済センサス-基礎調査」が実施されます。

基礎調査は事業内容や従業者数、年間総売上高などの基本的な事項の把握に重点を置いた調査で、統計法により報告義務が定められています。

なお、回答方法はインターネット回答が推進されており、紙の調査票で回答する場合は問合せ窓口等から送付の手続きが必要となります(調査書類に同封されていない場合)。

### 詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】

①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。

②記事下のBOX番号を入力し#。

③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

## 中小企業倒産防止共済に係る掛金の損金算入措置の一部見直し

「中小企業倒産防止共済」（愛称：経営セーフティ共済）は、取引先事業者が倒産した際に無担保・無保証人で掛金の最高10倍（上限8,000万円）まで借入れできる制度です。

本共済の掛金は税法上の損金（法人の場合）または必要経費（個人事業の場合）に算入でき、共済契約を解約した場合でも掛金を40ヵ月以上納めていれば掛金総額の全額相当の解約手当金を受け取ることができますが、近年、節税のみを目的として、短期間で解約・再加入を繰り返す行為が発生していることから、令和6年度税制改正において掛金の損金算入を一部制限する見直しが行われました。

### ◆中小企業倒産防止共済のポイント

中小企業倒産防止共済（経営セーフティ共済）は、中小企業倒産防止共済法に基づく共済制度で、取引先事業者が倒産した際に中小企業が連鎖倒産や経営難に陥ることを防ぐための制度です（独立行政法人中小企業基盤整備機構が運営）。

#### ◎加入対象者

業種ごとに定める資本金などの額または従業員数の基準に該当する「中小企業者」で、引き続き1年以上事業を行っている方が加入できます。

#### ◎共済金の貸付

取引先の事業者が倒産し、売掛金などの回収が困難になった場合は、その事業者との取引の確認が済み次第、無担保・無保証人で共済金の借り入れを受けることができます。

貸付額の上限は「回収困難となった売掛金債権等の額」か「納付された掛金総額の10倍（最高8,000万円）」の、いずれか少ない方の金額となります。

#### ◎掛金

掛金月額は5,000円から20万円までの範囲内（5,000円単位）で自由に選ぶことができ、掛金総額の積立限度額は800万円です。

また、支出した掛金は損金（法人の場合）、または必要経費（個人事業主の場合）※に算入できます。

※個人事業主の場合、事業所得以外の収入（不動産所得等）については、掛金を必要経費として算入することはできません。

#### ◎解約手当金

共済契約を解約した場合は、掛金の納付月数に応じて解約手当金※を受け取ることができます。

自己都合の任意解約であっても、掛金を12ヵ月以上納めている場合は納めた掛金総額の8割以上の解約手当金を受け取ることができ、40ヵ月以上納めている場合は納めた掛金総額の全額と同額が受け取れます。

なお、解約手当金は税法上、解約した時点での益金（法人の場合）、または事業所得の収入金額（個人事業主の場合）に算入されます。

※掛金の納付月数が12ヵ月未満の場合は掛け捨てとなります。

### ◆令和6年度税制改正における見直しの概要

#### ◎改正の背景

- ・中小企業倒産防止共済は、平成23年10月に掛金積立限度額を増額（320万円→800万円）して以降、共済金貸付の発生は減少傾向にあるにも関わらず、加入が増加している。
- ・近年、解約手当金の支給率が100%となる加入後3年目、4年目に解約する傾向が特に顕著で、解約してすぐに再加入する行動変容が発生している。
- ・令和2年～令和4年の再加入者のうち、解約から再加入までの期間が2年未満の者が約8割を占めており、本来の制度利用に基づく行動ではないことから、短期間での解約・再加入に対して掛金の損金算入を制限する見直しを行うこととする。

#### ◎改正の内容

中小企業倒産防止共済の共済契約を解約した後、再度共済契約を締結する場合に、その解約の日から2年を経過する日までの間に支出する当該共済に係る掛金については、損金または必要経費の額に算入できないこととします。

この改正は令和6年10月1日以後の共済契約の解約について適用します。